

## 解説



IPSASBボードメンバー／公認会計士

いざわ けんじ

伊澤 賢司

IPSASBテクニカル・アドバイザー／  
公認会計士

ふきや たけお

落谷 竹生

# 国際公会計基準審議会 (IPSASB) 公開草案第 59号「IPSAS第25号 「従業員給付」の修正」

## 1 本公開草案の目的

国際公会計基準審議会 (IPSASB) は、2016年1月に公開草案第59号「IPSAS第25号「従業員給付」の修正」(以下「本ED」という。)を公表した。本EDの目的は、IPSAS第25号『従業員給付』を、国際会計基準 (IAS) 第19号『従業員給付』の近年の改訂にあわせて修正することである。提案内容は非常に多岐にわたる。

## 2 回廊アプローチの廃止

### (1) 現行のIPSAS第25号

現行のIPSAS第25号は、公的部門の主体に、確定給付制度から生じる数理計算上の差異が一定の範囲内(回廊)に収まる場合には、発生した期間ではなく、将来の期間にわたって認識できる「回廊アプローチ」を選択肢として認めている。この回廊アプローチを採用した場合、資産又は負債の認識が、制度の余剰又は欠損に対応しない可能性がある。主体の

財政状態に確定給付制度が及ぼす影響の理解可能性及び比較可能性に問題があるとして、本EDでは回廊アプローチを廃止することを提案している(次頁の図表1参照)。

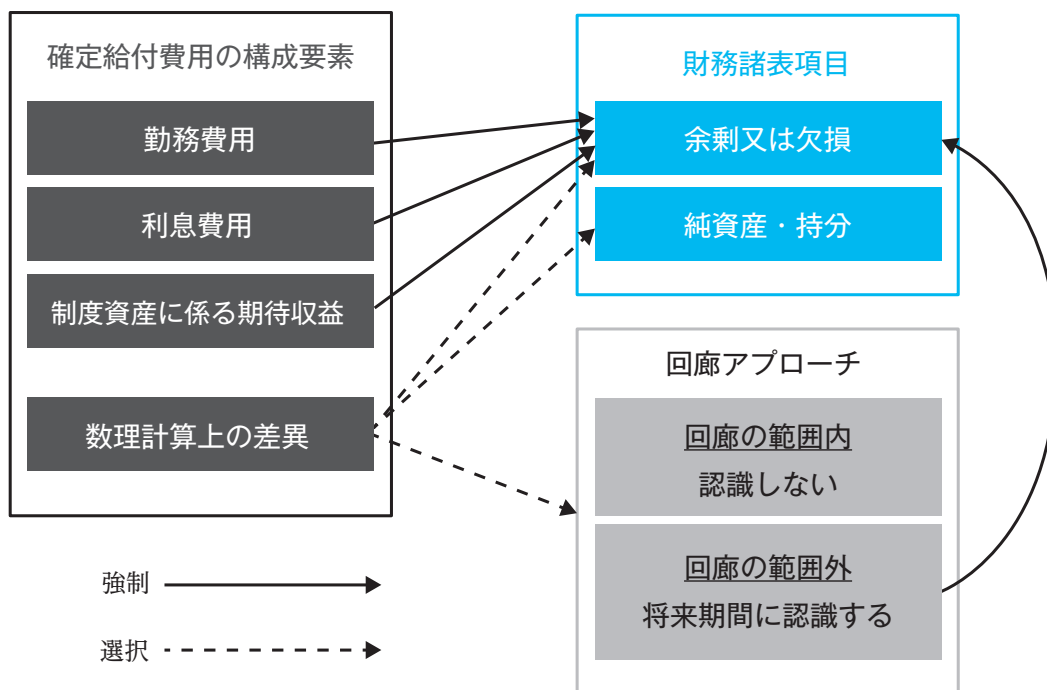
### (2) 本EDの提案

本EDでは、確定給付費用について、以下の新しいアプローチを提案している。

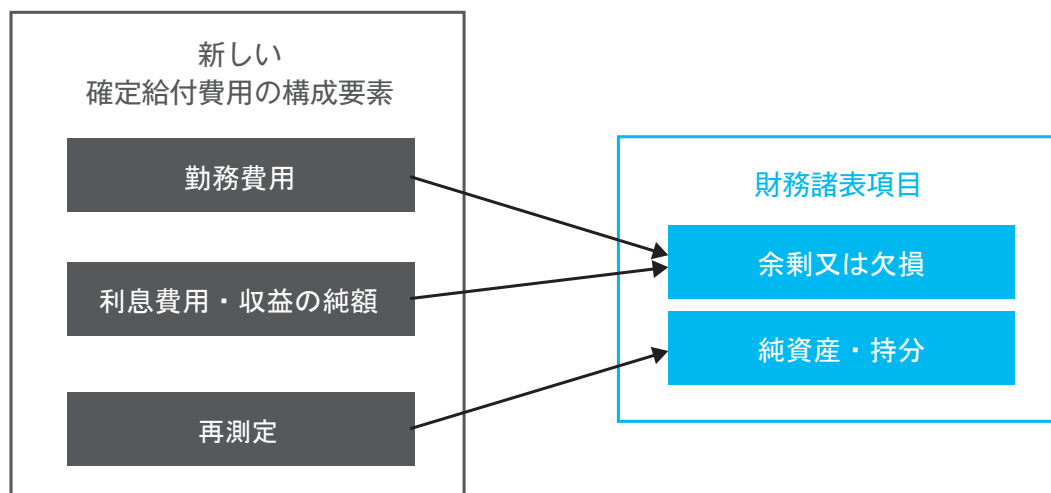
- 「勤務費用」及び「利息費用・収益の純額」が正の場合は、その発生した期間における「余剰」として認識し、負の場合は「欠損」として認識する(第10項の確定給付負債(資産)の純額の定義、第61項(b)など)。
- 「再測定(Remeasurement)」を、発生した期間における純資産・持分として認識する(第61項(d)、第135A項)。現行のIPSAS第25号では選択肢が認められていた数理計算上の差異は、再測定に含まれる(第10項の再測定の定義、第135H項)。

現行のIPSAS第25号で認められている選択肢、特に、回廊アプローチを本EDでは廃止するとともに、主体に数理計算上の差異を純資産・持分として即時認識

[図表 1] 現行のIPSAS第25号における確定給付費用



[図表 2] ED第59号における確定給付費用



するよう求めている。この修正により、報告期間における確定給付制度に関する情報の比較可能性と理解可能性が改善される(図表 2 参照)。

### 3 確定給付費用の構成要素(利息純額アプローチの導入)

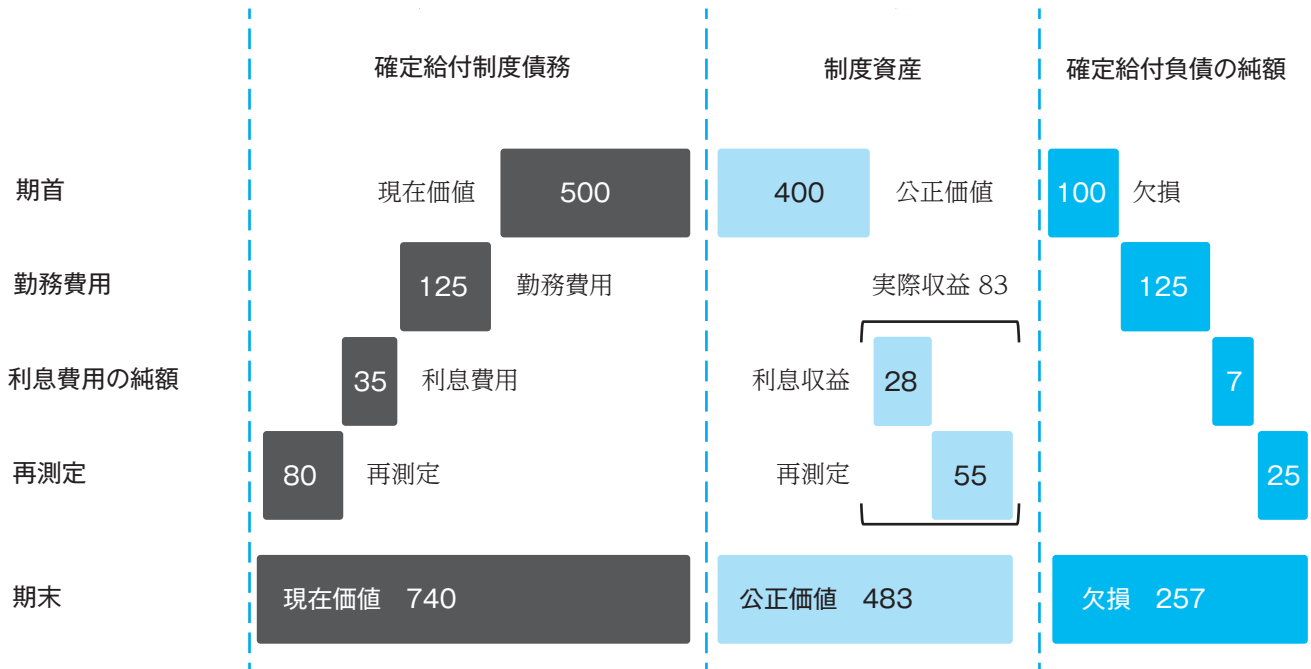
本EDでは、確定給付費用の構成要素

を、次の 3 区分に刷新することを提案している(第135A項)。

- ① 勤務費用:当該期間に勤務を提供した従業員から生じる負債
- ② 利息純額:確定給付負債(資産)の純額に係る利息費用又は利息収益  
利息純額は、確定給付負債(資産)の純額に割引率を乗じて求める(第135D

項)。これが「利息純額アプローチ」である。確定給付負債(資産)の純額は、確定給付債務の現在価値から、制度資産の公正価値を控除して求める(第61項(a))。日本の企業会計では退職給付引当金に相当する概念である。該当する場合には、アセット・シーリング(上限値)も考慮する(第73B項)。

<新しい構成要素の例示>



③ 再測定：確定給付債務の価値のその他の変動、例えば、制度資産の見積り及び他の変動

- 複数事業主制度の開示
- その他の長期従業員給付
- 解雇給付

## 4 確定給付制度に対する他の変更点

本EDは、確定給付制度に関する以下の論点についても修正を提案している。

- 清算 (settlement) の内容の明確化
- 確定給付制度の開示
- 数理計算上の仮定-死亡率
- 税金及び管理費用
- 確定給付費用
- 表示
- リスク分担 (フロー図を適用ガイダンスとして追加)

## 5 その他の論点

本EDは、確定給付制度以外の以下の各論点についても修正を提案している。

- 短期従業員給付の分類

## 6 特にコメントを求める事項

- ① 回答者は、IPSAS第25号に対する本EDによる修正案を支持するか。支持しない場合にはその理由を示すこと。
- ② 回答者は、「複合社会保障制度」に係るIPSAS第25号の現行のセクション (現行IPSAS第25号の第47項から第49項) を削除することを支持するか。削除に同意しない場合は、見直し案とともに削除に反対する理由を示すこと。

特に、上記の2項目について、各国利害関係者のコメントが求められており、コメントの期限は2016年4月30日である。

## 7 我が国の公会計制度との差異

本EDの、短期従業員給付の対象範囲は、日本の国・地方自治体の基準の範囲よりも幅広い (例:有給休暇引当金)。

また、退職後給付 (確定給付制度) については、本EDの第62項に「場合によっては、見積り、平均及び簡便計算により、本基準で例示した詳細な計算の信頼し得る近似値を求めることができるであろう」という簡便法の記載がある。第62項は本EDでは修正提案の対象とはなっていない。

日本の政府・地方自治体の現行の会計基準では退職給付引当金の計算において「期末要支給額」を適用することと定めており、実質的に簡便法の適用を原則としている

一方、本EDでは上記のように簡便計算を認めつつも「信頼し得る近似値」という一文が入っている。簡便計算を採用できる前提として、原則法と結果が近似することが必要である。